

第3回 奈良市地産地消基本計画検討委員会

平成24年7月2日

奈良市地産地消基本計画（案）



奈良市

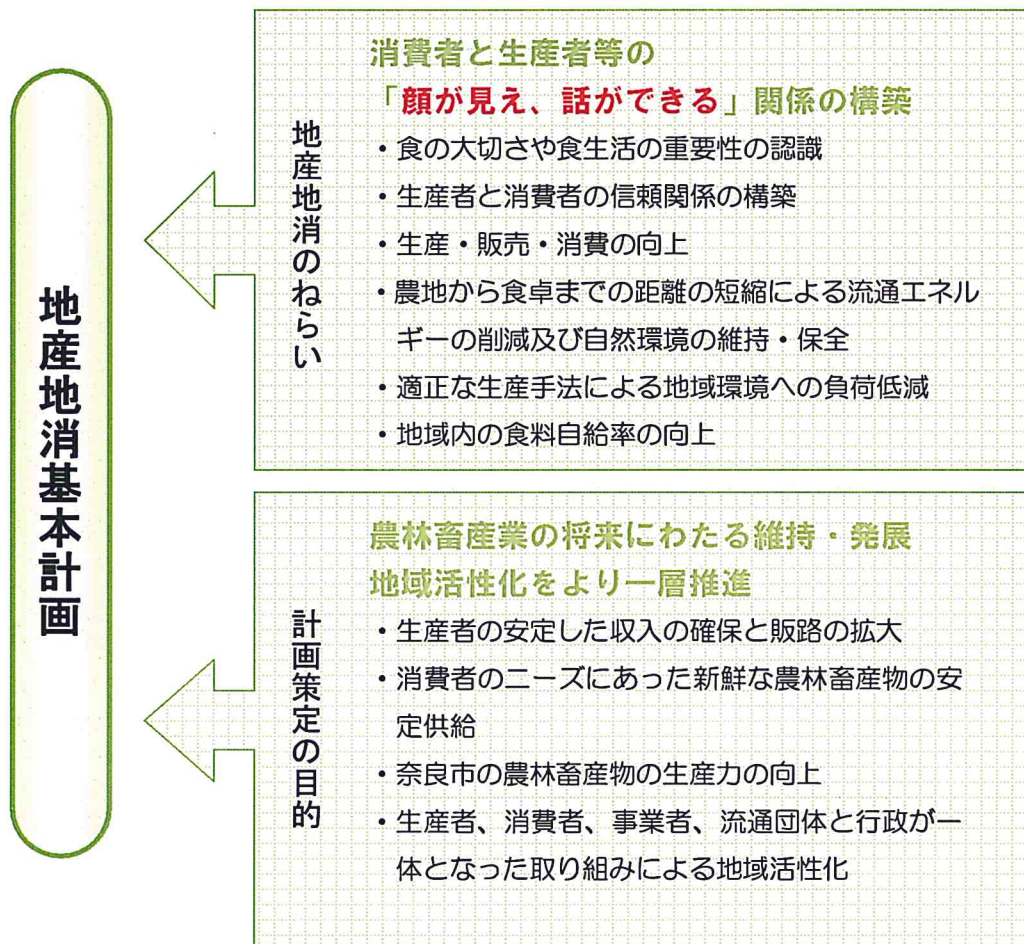
目次

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 基本理念	3
4. 基本方針	3
5. 地産地消の推進に向けて	4
6. 地産地消の効果	5
7. 推進方策	6
8. 関係者の役割	8

1. 策定の趣旨

奈良の歴史ある農業や豊かな食と食文化を次世代に継承するため、奈良の農林畜産物の生産や消費の拡大を促進する必要があります。

消費者、生産者、関係する事業者等や行政機関が一体となって「地産地消」を推進するため本計画を策定しました。

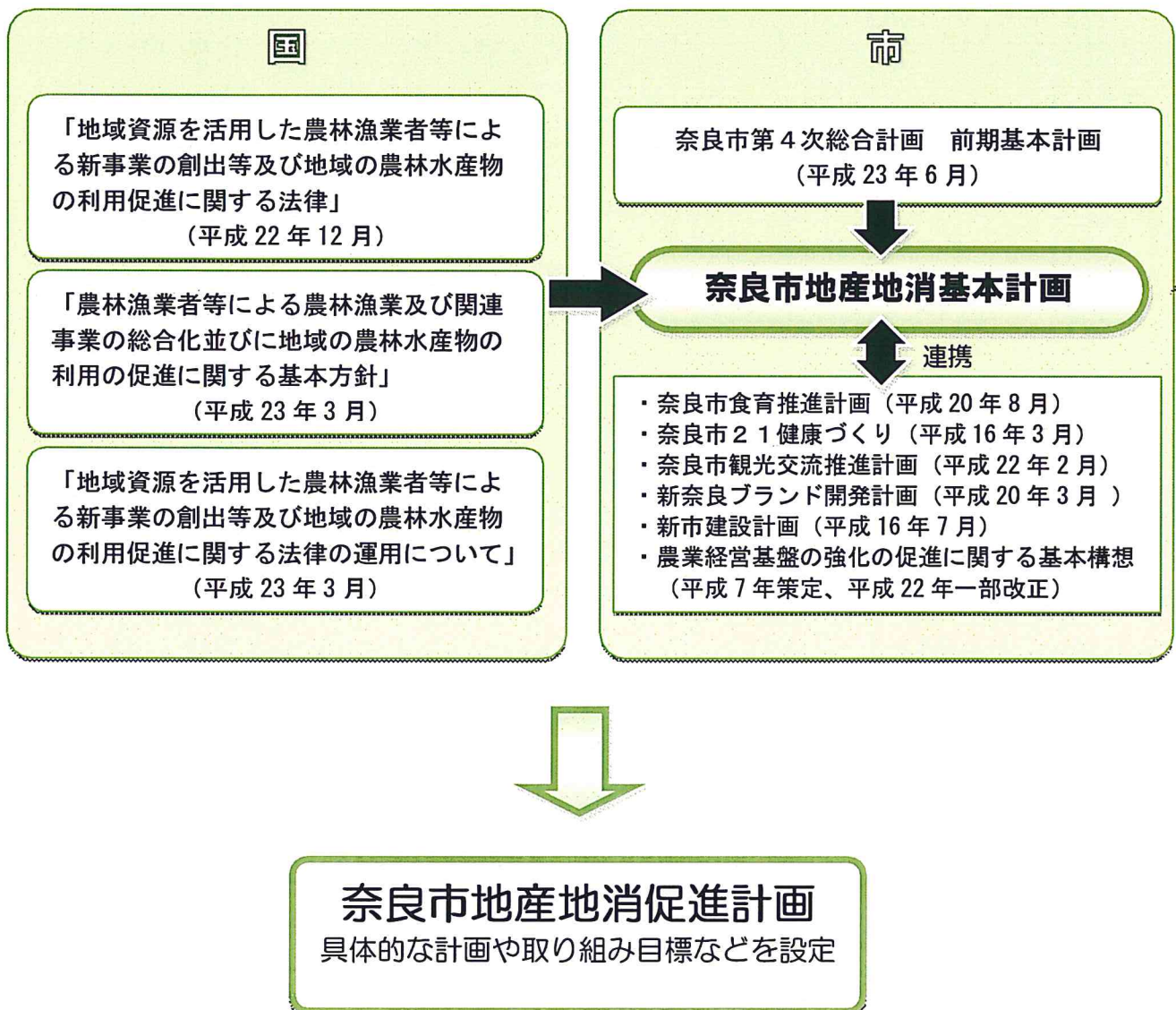


本計画は、今後必要に応じて内容を追加する等の見直しを行い、更に具体性のある奈良市地産地消促進計画に本計画内容を反映させます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国が定めた「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」等の地域農林水産物の利用促進を推進することに基づいています。また、本市の「第4次総合計画」を踏まえて、「奈良市食育推進計画」等の農と食に関する計画などとも連携を取りつつ、具体的な取り組みにつなげることをとします。

■ 基本計画の位置づけ



3. 基本理念

1300年の歴史に感謝し、100年後の世代に豊かな食と食文化をつなぐために、奈良の安心・安全な彩りある農林畜産物の生産と消費の循環拡大を目指します。

4. 基本方針

(1) 奈良を食べよう—つくる、味わう、育む！

(生産・流通・消費の拡大)

- ・安全・安心でおいしい奈良の食材をたくさん食べて、奈良の農業を広げよう
- ・奈良の伝統食材や地元食材を使った地産地消の料理をつくろう
- ・農と食を担う人材を育成し、安定した農業経営を目指そう
- ・学校給食での地産地消をすすめ、地域の食材で子どもたちを育もう

(2) 奈良をつなごう—つなぐ、ふれあう、助け合う！

(人々の連携・交流)

- ・生産者、行政、事業者、地域が連携・協力し、奈良の食材で奈良の元気を広げよう
- ・県内流通業者と協力し、奈良の食材にふれる機会をつくろう
- ・農林畜産業や食の現場を訪ね、食・農・環境のつながりを体験し、実感しよう
- ・都市部や農村部の住民がお互いの顔がみえるよう交流し助け合おう

(3) 奈良を伝えよう—知る、伝える、もてなす！

(食育、伝統、食文化の継承・発展)

- ・奈良で生まれた日本食の原点を見直し、奈良の豊かな食文化を学び、伝えよう
- ・家庭、学校、地域が連携し、命をつなぐ食の重要性を学び、伝えよう
- ・生産者と連携し、子どもたちに食卓に届くまでの過程や、作る人への感謝を伝えよう
- ・彩りのある奈良の食の良さを県外の人にも伝え、もてなそう

(4) 奈良を守ろう—受け継ぐ、守る、未来を創る！

(生産に関する環境の保全・活用)

- ・1300年の「農」と「食」の文化に感謝し、伝統ある郷土の環境を守り、受け継ごう
- ・食の生産環境や流通を支えることで、食の安全を守り、食料自給率を向上させよう
- ・フードマイレージを削減し、環境負荷を軽減しよう
- ・農業を次世代に受け継ぎ、発展させて100年後につながる未来を創ろう

※フードマイレージ (food mileage)

「食料の (= food) 輸送距離 (= mileage)」という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標ないし考え方。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したものである。

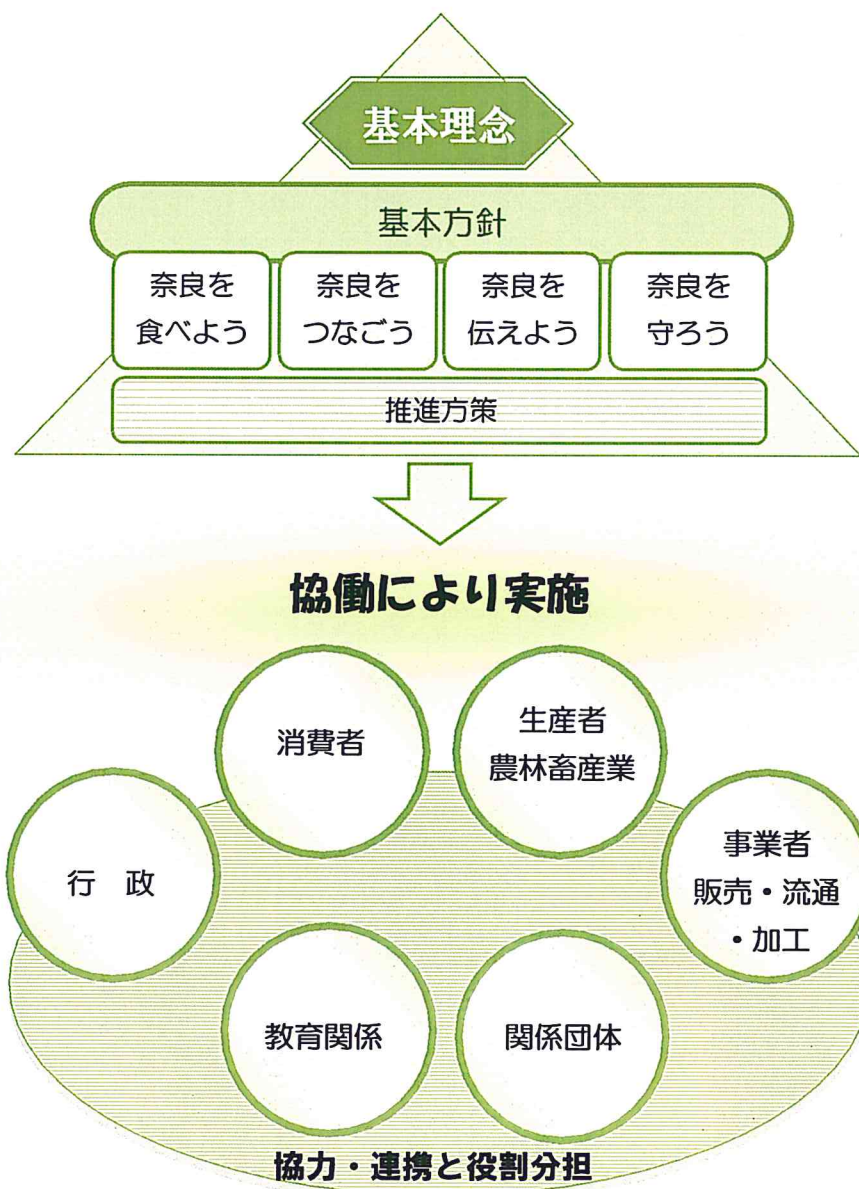
5. 地産地消の推進に向けて

地産地消を推進するにあたっては、現在市内各地で別々に取り組まれている地産地消の活動が互いに連携し合い、全市的な活動として広がることが重要となります。

生産者が消費者ニーズを的確に把握した生産を行うとともに、消費者が農業への関心を高め、地域の農林畜産物を選択することが地産地消の流れを促すことにつながります。

奈良市域は東西に広く、東や南に生産の中心、西に消費の中心がある地域特性を生かし、「旬」と「彩り」にあふれる農林畜産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者及び行政が連携を深め、地域で生産された農林畜産物を地域で消費する地産地消を積極的に展開し、健全な食生活を普及するとともに、地域の活性化を目指します。

■ 奈良市地産地消基本計画の構造



6. 地産地消の効果

「地産地消」を推進することにより、消費者と生産者との「顔が見え、話ができる」関係の構築、生産と消費の関わりや伝統的な食文化など食と農についての知識を深めることができます。また地域の農業と関連産業の活性化などの効果が期待できます。

「生産者」が販売活動を行うことで、消費者の感想や意見を直接聞くことにより、ニーズを的確に把握し、これに対応した生産を行うことで、生産量の拡大や付加価値の高い生産が可能となり、生産者の所得向上につながります。

「消費者」にとっては、採れたての新鮮な農林畜産物を手に入れられるばかりでなく、生産者の顔が見えて安心できる旬の野菜等を味わうことにより、奈良市に暮らすことに満足感を得ることができます。生産者との交流により食の大切さを再認識することができます。



農林畜産物を運ぶ距離（フードマイレージ）が短くなることで、エネルギーや二酸化炭素の排出量が削減され環境への負荷軽減につながります。

7. 推進方策

(1) 安定供給のための生産基盤の確保

農林畜産物の数量や規格・品質などを消費者のニーズに沿った形で安定供給する仕組みを構築する必要があります。また、新規就農者の確保や次世代の担い手の育成などに努めることも必要です。

(2) 市内産農林畜産物を利用した加工品の拡充と促進

大和野菜に代表される奈良ならではの産物のみならず、市内で生産されている農林畜産物を使用した加工品の開発を促進します。また、既存の加工品に対する市内での認知度向上及び販売促進に努めることが必要です。さらに、市内において加工ができる施設の見直しや、ニーズをとらえた加工向け農林畜産物の栽培について検討します。

(3) 新たな物流システムの構築

市内産の農林畜産物の多くは長距離輸送により市外・県外へ出荷されており、産地内での流通は決して多くはありません。今後は集荷から販売までの物流の仕組みを見直し、市内での消費拡大をも目指します。

(4) 主要供給ルートの発展的拡大

市内各地にある農林畜産物直売所は生産者と消費者のつながりを深める場として重要な役割を担っており、その地域の特色をより一層反映できるよう努めます。また、市内量販店等で「地域食材コーナー」の設置を拡大するなど、地域食材の一層の販売の仕組みづくりを目指します。市内の事業所などに、地域食材の良さを伝えるとともに、積極的に活用するよう啓発します。

(5) 生産者等と消費者の交流促進と相互理解

地産地消フォーラムやキャンペーンの開催、農林業体験など、生産者と消費者が気軽にふれあい、互いの距離を縮めるための交流の仕組みづくりを進めます。さらに新鮮で安心・安全な「食」への興味関心を喚起するよう努めることも必要です。

(6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進

宿泊施設や飲食店など観光関連組織と連携して、新鮮な奈良の食を生かした新たな誘客の仕組みづくりを目指します。また、農林業体験と宿泊施設等が連携し、新たな観光メニューの提案を行うなど、観光地としての魅力向上を目指します。

(7) 食育の推進と新たな食文化の創造

学校給食をはじめとする教育施設等で地域食材を積極的に活用するとともに、食に関する授業や農林畜産物の体験学習を通して、子どもたちに食の大切さを学ぶ食育を一層進めます。また、これまで培われてきた食文化を次世代に伝えるとともに、地域食材を活かした新たな奈良の食文化を創造します。

(8) 地産地消に関する情報の発信

市内での地産地消の取り組みは、市民に十分浸透していません。市内産農林畜産物の消費に関する意識を高めるため、生産・流通・販売・飲食店等と連携して地域食材に関する情報の共有を図り、市民への情報発信を進めます。

(9) 環境負荷の低減と食料自給率の向上

生産地と消費地を近づけることによりフードマイレージが短縮され、環境負荷の低減につながります。また、そのような取り組みを将来に渡って継続していくことにより、市内産の食料自給率の向上にも寄与します。

8. 関係者の役割

(1) 推進体制

農業関係団体、消費者関係団体、販売・加工関係団体、流通関係団体、教育関係、行政機関などが一体となって、地産地消を推進します。また、関係機関との連携を図りつつ、計画の周知及び計画の進捗と実績を点検しながら取り組みます。

(2) 関係者の役割

① 消費者の役割

消費者は、農林畜産物に関する情報や生産者との交流等から「食」と「農」を理解し、地域の農林畜産物の積極的な利用を図り、市の農業を支えていくものとします。

- ・地産地消を理解し、地域の農林畜産物を積極的に利用する。
- ・「食」と「農」の理解促進のため、生産者や農村との交流事業等に積極的に参加する。

② 生産者（農林畜産業）の役割

生産者は、新鮮で付加価値の高い農林畜産物の提供や、イベントや農林畜産物直売所等における消費者との交流を通して相互理解を促進するものとします。

- ・消費者ニーズの把握に努め、少量多品目の生産に取り組む。
- ・生産履歴の記帳やエコファーマー^{※1}認定、GAP^{※2}の導入等に積極的に取り組み、安全・安心で、付加価値の高い農林畜産物を提供する。
- ・農林業祭等のイベントへの参加や農林畜産物直売所等での活動等を通して、消費者との交流を図り、身近な農への理解を促進する。

※1 エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

※2 農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

③ 事業者（加工・流通・販売）及び関係団体の役割

事業者及び関係団体は消費者と生産者の顔の見える関係の構築に協力し、地域の農林畜産物の消費拡大を進めていくものとします。

また、地域の農林畜産物の購入促進のための啓発活動や、販路の拡大に取り組み、安定

供給のための営農支援を進め、市全域に地産地消活動が広がっていくよう努めます。

- ・事業者は、地域の農林畜産物を使った新たな商品や地域ブランドの導入し、また地域の伝統料理の継承・発掘・創作に努める。
- ・事業者は、地域の農林畜産物の「安全・安心、新鮮、おいしい」をPRし、地場産コーナーの充実に努める。
- ・生産関係団体は、安全な農林畜産物の供給のため、生産履歴の記帳の普及啓発、GAP導入、残留農薬の自主検査の拡充、トレーサビリティシステム※の導入に努める。
- ・流通関係団体は、公共施設等における納入方法等の仕組みを構築および販売店等への安定供給体制の整備と、イベント等の販売促進活動に努める。
- ・事業者及び関係団体同士で連携して、事業所等における納入方法等の仕組みを構築する。
- ・消費者ニーズの把握と農林畜産物情報の発信、啓発活動に努める。

④ 行政の役割

生産者、消費者、事業者、関係団体等と連携を図り、市全域に地産地消活動が広がっていくよう、普及啓発や各種事業の活動支援等に取り組みます。

- ・農に関する情報提供、地産地消の普及啓発活動に努める。
- ・関係団体等と連携して、公共施設等における地域の農林畜産物の納入方法等の仕組みを構築し、積極的な利用に努める。
- ・消費者と生産者との意見交換会の場を設ける。
- ・高品質な品目（イチゴ、トマト、茶等）のブランド化と、PR活動や販売促進活動に取り組む。
- ・農地の集積等による生産性の向上や担い手の確保に努める。
- ・安全・安心な農林畜産物の生産を推進する。
- ・都市と農村の交流を促進し、地域に根ざした活動を支援する。

※1 トレーサビリティシステム

食品のトレーサビリティとは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。それを可能とするシステム。